

横浜市中央卸売市場開設運営協議会

次 第

日 時：平成31年2月21日（木）午後2時

会 場：横浜市中央卸売市場本場

市場センタービル3階研修室

1 開 会

2 会長挨拶

3 理事挨拶

4 議 題

(1) 卸売市場法改正に係る市場の運営方式について（第3回）

(2) その他

平成31年（2019年）における臨時休業日及び臨時開場日の変更について

5 報告事項

横浜市中央卸売市場業務条例の一部改正について

6 閉 会

【添付資料】

資料1 委員名簿

資料2 座席表

資料3 卸売市場法改正に係る市場の運営方式について（第3回）

資料4-1 平成31年（2019年）における臨時休業日及び臨時開場日の変更について

資料4-2 関係法令等 抜粋

資料4-3 【変更案】平成31年（2019年）臨時休業日・臨時開場日 [本場（青果部）]

資料4-4 【変更案】平成31年（2019年）臨時休業日・臨時開場日 [本場（水産物部・鳥卵部）]

資料5 横浜市中央卸売市場業務条例の一部改正について

横浜市中央卸売市場開設運営協議会委員名簿

		氏 名	職 名
1	会 長	若 杉 明	横浜国立大学名誉教授
2	副会長	森 茂	横浜市場冷蔵株式会社代表取締役会長
3	委 員	高 力 美由紀	新潟食料農業大学食料産業学科教授
4	委 員	山 下 東 子	大東文化大学経済学部教授
5	委 員	藤 島 廣 二	東京聖栄大学客員教授
6	委 員	長 岡 英 典	一般社団法人大日本水産会常務理事
7	委 員	細 野 典 之	全国農業協同組合連合会神奈川県本部農産部長
8	委 員	多賀谷 登志子	横浜市消費者団体連絡会代表幹事
9	委 員	福 留 秀 樹	金港青果株式会社代表取締役社長
10	委 員	後 藤 正 明	横浜丸中青果株式会社代表取締役社長
11	委 員	芦 澤 豊	横浜丸魚株式会社代表取締役社長
12	委 員	石 井 良 輔	横浜魚類株式会社代表取締役社長
13	委 員	荒 木 敏 行	横浜食鳥鶏卵株式会社代表取締役
14	委 員	山 口 義 行	横浜食肉市場株式会社代表取締役
15	委 員	鈴 木 格 次	横浜中央市場青果卸協同組合理事長
16	委 員	布 施 是 清	横浜魚市場卸協同組合理事長
17	委 員	石 井 孝 和	横浜青果小売商協同組合連合会会長
18	委 員	永 井 良 和	横浜水産物商業協同組合理事長
19	委 員	福 岡 伊三夫	横浜食肉商業協同組合理事長
20	委 員	出 川 雄一郎	横浜市中央卸売市場関連事業者協同組合代表理事

(敬称略・順不同)

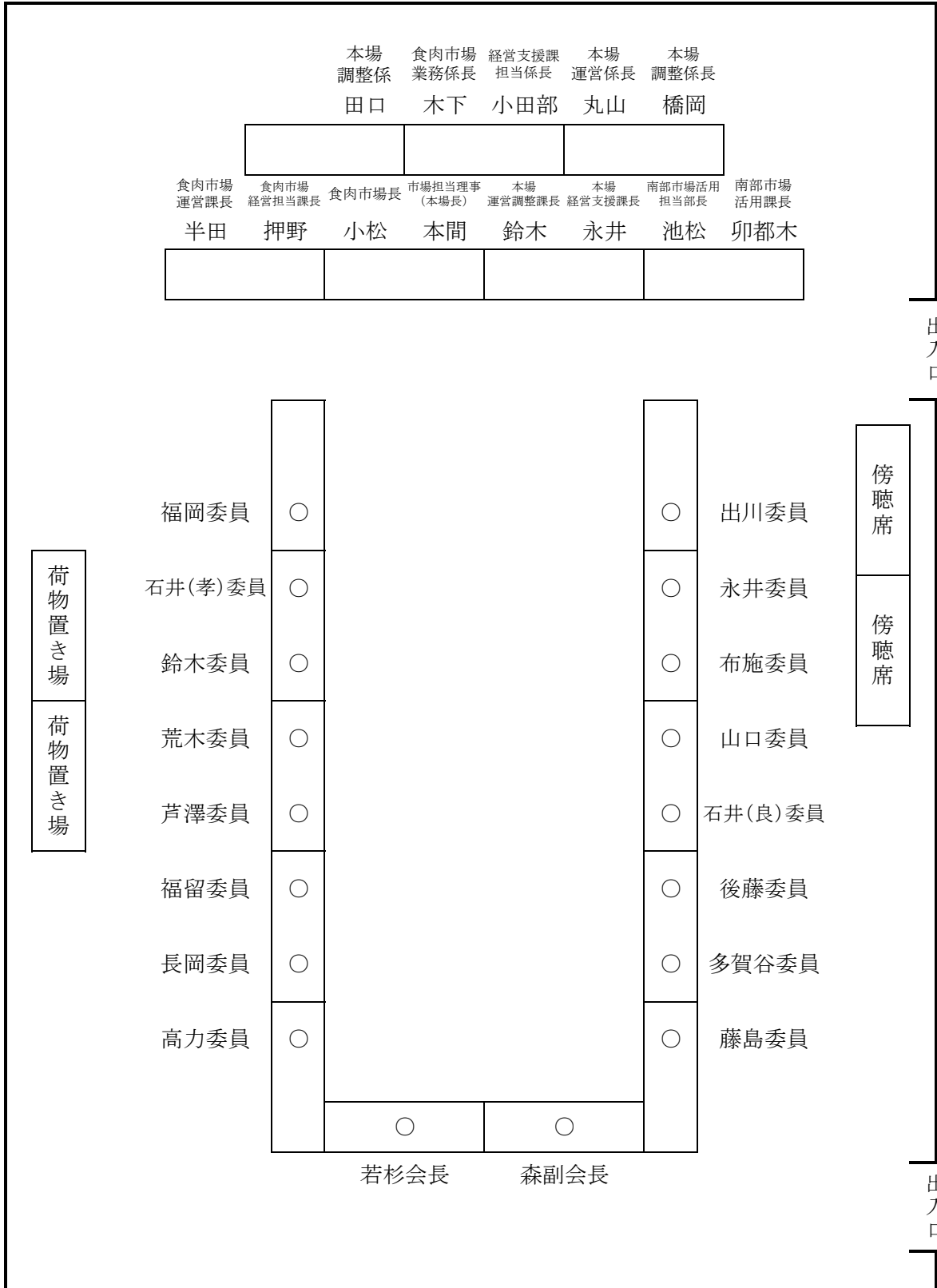
委員数：20名

任期：平成29年4月1日から平成31年3月31日まで

(藤島委員は、平成31年1月7日から平成33年1月6日)

日時:平成31年2月21日(木) 午後2時から
会場:本場 市場センタービル3階 研修室

平成30年度 第3回
横浜市中心卸売市場開設運営協議会 座席表



荷物置き場
荷物置き場

傍聴席
傍聴席

出入口
出入口

案内板

卸売市場法改正に係る市場の運営方式について(第3回)

当審議会では市場の運営方式について審議を継続しており、第1回の審議では、市場法改正の概要・スケジュール、運営方式のメリット・デメリット等、第2回の審議では、横浜市場の課題、他都市の運営事例、法改正による取引のあり方、賑わい創出等を議論した。

第3回の審議では、答申に向けた市場運営の方向性等について御議論いただきたい。

1 他都市の卸売市場の運営事例について②

(1) 湘南藤沢地方卸売市場(民設民営:中央から地方卸売市場へ転換。指定管理制度導入後、民設市場へ)

【開設・管理運営：湘南青果(株)、運営形態：民設民営】

- ・昭和56年4月：藤沢市中央卸売市場として開場。
- ・平成19年4月：平成16年に農林水産省が定めた第8次卸売市場整備基本方針において再編すべき中央卸売市場と位置付けられ、地方卸売市場へ転換。
- ・平成21年4月：市場会計の健全化を図るため指定管理者を公募し、指定管理者制度を導入。施設使用料等収入として指定管理者が市場の管理運営を実施。
- ・平成24年4月：平成21年以降、卸売市場の基幹機能の再構築と市場会計の健全化を推進するため、藤沢市・卸売業者・関係事業者の三者間において民営化に向けた協議を進めた。既存の市場機能は維持したうえで、関係事業者が市場施設整備を行い、卸売業者が新たに開設者となって民設市場の運営を行う方針が示され、市場施設の無償譲渡や市場敷地の賃借料減額等の条件が整い、開設権が藤沢市から湘南青果(株)へ譲渡された。
- ・商標登録されたブランドである「湘南野菜」を打ち出しており、湘南朝市(毎週土曜日開催)では青果物、精肉、鮮魚の生鮮三品格安販売などを実施。

(2) 川崎市地方卸売市場南部市場(公設民営:中央から地方卸売市場へ転換。指定管理制度導入)

【開設者：川崎市、管理運営：川崎市場管理(株)、運営形態：指定管理者】

- ・昭和19年11月：川崎市中央市場を開設。
- ・昭和32年3月：中央卸売市場として業務開始。
- ・昭和57年7月：川崎市中央卸売市場北部市場の開設に伴い、南部市場に名称変更。
- ・平成19年4月：平成16年に農林水産省が定めた第8次卸売市場整備基本方針において再編すべき中央卸売市場と位置付けられ、地方卸売市場へ転換。
- ・平成22年6月：より効率的な市場運営を目指し、川崎市地方卸売市場南部市場運営審議会にて指定管理者制度導入について答申を受け、指定管理者導入のための調査・検討を実施。
- ・平成25年1月：民間活用推進委員会で指定管理者の導入検討を決定。
- ・平成25年7月：指定管理者を公募。
- ・平成25年12月：卸売業者3者等の共同出資により設立された川崎市場管理(株)が指定管理者として指定することが議会で承認。
- ・平成26年4月：指定管理者による管理運営が開始され、市場利用料の徴収、施設の使用許可・維持管理等、市場全体の管理・運営を指定管理者が実施。
- ・市場活性化に向けて、食鮮まつり、いちばいち、魚の捌き方教室や料理教室、フラワーアレンジメント教室といったイベント等の企画・開催を実施。

2 経営展望策定ワーキンググループでの意見(市場の運営方式)について

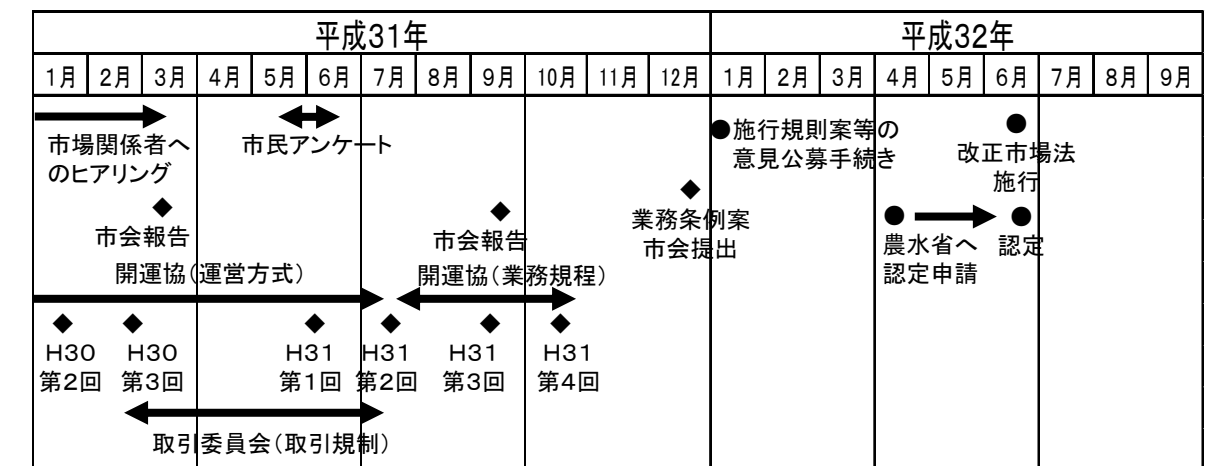
第2回開設運営協議会において、「経営展望策定ワーキンググループ(以下「WG」)でも市場の運営方式について議論し、開設運営協議会に報告すべき。」という意見があった。1月31日に開催したWGで、市場の運営方式について、WG委員から以下のとおりご意見をいただいた。

○ 主な意見(開設者及び運営体制について)

- ・公正な取引を確保するため、公設公営にすべき
- ・消費者保護(民間事業者による食材の買占め等)のため、公設公営にすべき
- ・経営展望の着実な実施のため、公設公営にすべき
- ・民設や民営の実施は募集等に時間がかかるため、2年では困難
- ・横浜市場が順調に経営している状況の中、民設民営を検討する状況ではない
- ・横浜市場は地価が高く、民間事業者(開設者)では家賃を支払うのが困難
- ・卸、仲卸等は低利益で経営しており、行政が手を引くと経営が困難

3 平成32年6月の改正卸売市場法施行に向けたスケジュールについて

- ・平成30年10月9日～31年7月頃：開設運営協議会 諮問(市場の運営方式について)(5回程度議論の上、平成31年7月頃に答申予定)
- ・平成31年7月頃～31年10月頃：開設運営協議会 諮問((仮)業務規程について)(3回程度議論の上、平成31年10月頃に答申予定)
- ・平成31年12月頃：中央卸売市場業務条例案の市会提出
- ・平成32年4月頃：農林水産大臣へ認定申請(中央卸売市場の開設)
- ・平成32年6月頃：改正卸売市場法 施行



4 答申に向けた市場運営の方向性について

(1) 開設者について

- これまで出された意見の概要
「横浜市場は公設で実施すべき」「公正な取引のためには公設で実施すべき」「2年間で民設は困難」
「公正な取引の実施は民設では困難」「他都市の運営事例は限定的で横浜市場には合わない」等

(2) 運営体制について(指定管理者制度等、民間の活用)

- これまで出された意見の概要
「2年間で民営化を決めるのは困難」「民営化は中長期で検討すべき」「民営化は研究課題として設定」
「一部民営ノウハウを使って課題解決を実施」「他都市の運営事例は限定的で横浜市場には合わない」等

(3) 市場の活性化に向けた取組について

- これまで出された意見の概要
「京浜臨海部再編整備マスタープランにある、本場周辺地域と連携した販わい創出を着実に実施」
「市場のキーマンや民間の力を活用」「横浜ブランドが重要」「経営展望の取組が重要」等

ア 横浜駅やMM21に近接した場所の特性を生かした、まちづくりや販わい創出等

イ 活性化に向けた市場運営・取引ルールのあり方、経営展望の取組等

メモ欄

平成31年（2019年）における臨時休業日及び臨時開場日の変更について

平成31年における臨時休業日及び臨時開場日については、平成30年10月9日の開設運営協議会にて、既にご承認いただきましたが、平成30年12月14日に「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」が公布・施行されたことにより、一部の休業日等の種類が変更になりました。

1 本場（青果部）

(1) 変更箇所

- ア 4月30日（火）
⇒ 臨時休業日から条例上の休業日に変更
- イ 5月1日（水）
⇒ 臨時休業日から条例上の休業日に変更
- ウ 5月2日（木）
⇒ 通常の開場日から臨時開場日に変更
- エ 10月22日（火）
⇒ 臨時休業日から条例上の休業日に変更

2 本場（水産物部・鳥卵部）

(1) 変更箇所

- ア 4月30日（火）
⇒ 臨時休業日から条例上の休業日に変更
- イ 5月1日（水）
⇒ 臨時休業日から条例上の休業日に変更
- ウ 5月2日（木）
⇒ 通常の開場日から臨時開場日に変更
- エ 10月22日（火）
⇒ 臨時休業日から条例上の休業日に変更

3 食肉市場（食肉部）

現在、他市場の状況等を調査しており、今後対応してまいります。

関係法令等 抜粋

【法令関係】

1 横浜市中心卸売市場業務条例

第4条 市場は、次に掲げる休業日を除き毎日開場するものとする。

本場

日曜日(ただし、1月5日及び12月27日から12月30日までの日曜日を除く。)、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日から1月4日まで及び12月31日

食肉市場

日曜日(ただし、1月5日及び12月28日の日曜日を除く。)、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日から1月4日まで及び12月29日から12月31日まで

2 天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律

第二条 本則の規定により休日となる日は、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する国民の祝日として、同法第三条第二項及び第三項の規定の適用があるものとする。

3 国民の祝日に関する法律

第三条 「国民の祝日」は、休日とする。

2 「国民の祝日」が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い「国民の祝日」でない日を休日とする。

3 その前日及び翌日が「国民の祝日」である日(「国民の祝日」でない日に限る。)は、休日とする。

【参考】

天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う国の儀式等の挙行に係る基本方針 第5 皇太子殿下の御即位に伴う式典について

皇太子殿下の御即位に際しては、「即位の礼」として1から5までに掲げる儀式及び6に掲げる行事を行うとともに、文仁親王殿下が皇嗣となられることに伴い、7に掲げる儀式を行う。

1 剣璽等承継の儀

(1) 御即位に伴い剣璽等を承継される儀式として、剣璽等承継の儀を行う。

(2) 剣璽等承継の儀は、皇太子殿下の御即位の日（5月1日）に、国事行為である国の儀式として、宮中において行う。

(3) 儀式の事務は、宮内庁が行う。

2 省略

3 即位礼正殿の儀

(1) 御即位を公に宣明されるとともに、その御即位を内外の代表がことほぐ儀式として、即位礼正殿の儀を行う。

(2) 即位礼正殿の儀は、御即位の年の10月22日に、国事行為である国の儀式として、宮中において行う。

(3) 儀式の事務は、内閣府が行う。

4～7 省略

【変更案】

平成31年（2019年）臨時休業日・臨時開場日〔本場（青果部）〕

■ は条例上の休業日（74日）

※ 4月29日・5月2日・5月3日・5月6日・8月12日を含む

（ ） は臨時休業日（42日）

【 】 は臨時開場日（5日）

1月 (19日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	(23)	24	25	26
27	28	29	(30)	31		

2月 (20日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	(6)	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	(20)	21	22	23
24	25	26	(27)	28		

3月 (22日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	(6)	7	8	9
10	11	12	(13)	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	(27)	28	29	30
31						

4月 (21日)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	(3)	4	5	6
7	8	9	(10)	11	12	13
14	15	16	(17)	18	19	20
21	22	23	(24)	25	26	27
28	【29】	30				

5月 (21日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	【2】	【3】	4
5	【6】	7	(8)	9	10	11
12	13	14	(15)	16	17	18
19	20	21	(22)	23	24	25
26	27	28	(29)	30	31	

6月 (21日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	(5)	6	7	8
9	10	11	(12)	13	14	15
16	17	18	(19)	20	21	22
23	24	25	(26)	27	28	29
30						

7月 (22日)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	(3)	4	5	6
7	8	9	(10)	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	(24)	25	26	27
28	29	30	(31)			

8月 (21日)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	(7)	8	9	10
11	【12】	13	(14)	(15)	(16)	17
18	19	20	(21)	22	23	24
25	26	27	(28)	29	30	31

9月 (21日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	(4)	5	6	7
8	9	10	(11)	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

10月 (22日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	(2)	3	4	5
6	7	8	(9)	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	(30)	31		

11月 (21日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	(13)	14	15	16
17	18	19	(20)	21	22	23
24	25	26	(27)	28	29	30

12月 (23日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	(4)	5	6	7
8	9	10	(11)	12	13	14
15	16	17	(18)	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

【変更案】

平成31年（2019年） 臨時休業日・臨時開場日 [本場（水産物部・鳥卵部）]

■ は条例上の休業日（74日）

※ 4月29日・5月2日・5月3日・5月6日・8月12日を含む

（ ） は臨時休業日（38日）

【 】 は臨時開場日（5日）

1月 (19日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	(23)	24	25	26
27	28	29	(30)	31		

2月 (20日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	(6)	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	(20)	21	22	23
24	25	26	(27)	28		

3月 (22日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	(6)	7	8	9
10	11	12	(13)	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	(27)	28	29	30
31						

4月 (21日)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	(3)	4	5	6
7	8	9	(10)	11	12	13
14	15	16	(17)	18	19	20
21	22	23	(24)	25	26	27
28	【29】	30				

5月 (22日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	【2】	【3】	4
5	【6】	7	8	9	10	11
12	13	14	(15)	16	17	18
19	20	21	(22)	23	24	25
26	27	28	(29)	30	31	

6月 (21日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	(5)	6	7	8
9	10	11	(12)	13	14	15
16	17	18	(19)	20	21	22
23	24	25	(26)	27	28	29
30						

7月 (22日)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	(3)	4	5	6
7	8	9	(10)	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	(24)	25	26	27
28	29	30	(31)			

8月 (21日)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	(7)	8	9	10
11	【12】	13	(14)	(15)	(16)	17
18	19	20	(21)	22	23	24
25	26	27	(28)	29	30	31

9月 (21日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	(4)	5	6	7
8	9	10	(11)	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

10月 (23日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	(2)	3	4	5
6	7	8	(9)	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

11月 (22日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	(13)	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	(27)	28	29	30

12月 (24日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	(4)	5	6	7
8	9	10	(11)	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

年間開場日数:258日

横浜市中央卸売市場業務条例の一部改正について

1 主旨

平成 31 年 10 月 1 日からの消費税率 10%への引き上げに伴い、平成 30 年第 4 回市会定例会で横浜市中央卸売市場業務条例の一部改正が可決され、消費税率の引き上げにより中央卸売市場における市場使用料等が改定されましたので、御報告させていただきます。

2 消費税率（10%）の引き上げ対象

税率	消費税率の対象	条例で該当する対象
10%	国内における商品の販売、サービスの提供の全て（軽減対象資産を除く。）。	委託手数料、市場の使用料等及び市場で取引される物品のうち原皮等（食肉市場）
8%	酒類を除く飲食料品の販売及び週 2 回以上発行される定期購読契約による新聞の販売（軽減対象資産）	市場で取引される物品のうち飲食料品

3 主な改正内容

（1）市場取引の卸売価格等

（第 52 条第 2 項及び第 3 項、第 55 条第 2 項及び第 3 項、第 59 条第 1 項）

市場で取り扱っている物品は食料品がほとんどであり、卸売価格等については軽減税率である 8%を基本としますが、軽減対象資産ではない食肉市場で扱う原皮（牛・豚の皮）等は 10%の消費税率となるため、その内容を踏まえ各条文を改正しました。

（2）卸売業者の委託手数料（第 56 条）

委託手数料の額である「卸売金額から定率を乗じて得た額」を「卸売金額から消費税額及び地方消費税額を除いた額に定率を乗じ、更に 1.1 を乗じて得た額」としました。

（3）市場の使用料（第 68 条）

市場の使用料は、対象となる使用料の額に「1.08 を乗じて得た額の範囲内で規則で定める」を「1.1 を乗じて得た額の範囲内で規則で定める」としました。

<主な使用料>

市場使用料、市場施設使用料（売場使用料、事務室使用料、駐車場使用料等）

※ また、使用料の率及び提出様式が横浜市中央卸売市場業務条例施行規則で規定されていますので、あわせて改正します。